

## 農地利用最適化交付金事業実施要綱の解釈について

農地利用最適化交付金事業実施要綱の解釈について、千葉県農地・農村振興課から関東農政局農地政策推進課に下記1の質問をしたところ、下記2のとおり回答がありました。

各市町村農業委員会における令和5年度の最適化交付金事業実施に影響があるかと思っておりますので、周知します。

### 農地利用最適化交付金事業実施要綱（抜粋）

農林水産事務次官依命通知

制 定 平成28年3月29日付け27経営第3278号

最終改正 令和5年4月5日付け4経営第3142号

#### 第3 事業の内容

##### 1 交付対象事業

農業委員会の積極的な活動を推進するため、農地利用の最適化に係る活動（以下「最適化活動」といいます。）の実施に必要な次の事業に係る経費について交付金を交付します。交付の対象となる期間は、事業実施年度の4月1日から3月31日までとします。

##### （2）農地利用の最適化の推進のための支援事業

農業委員会による最適化活動を推進するため、農業委員会事務局が行う次に掲げる活動に要する経費を支援します。

##### イ 現況地図の作成・地域の話合いの推進活動に係る経費

農林水産省地理情報共通管理システム（eMAFF 地図）に推進委員等が把握した農地等の所有者等の意向を反映させた現況地図（年齢別地図、意向別地図等）の作成、集落座談会の開催

#### 1 千葉県からの質問

令和5年4月5日施行の農地利用最適化交付金事業実施要綱 第3の1（2）イの解釈について確認させてください。

解釈としては、いずれになりますでしょうか。

（1）作成元が eMAFF 地図であれば、交付金対象となる。

（2）現況地図を最終的に eMAFF 地図に反映させれば、交付金対象となる。

（この場合いつまでに反映させる必要があるか）

本県では、現在県土連等に地図作成を依頼し、現況を手で色塗したうえで、目標地図を作成することを予定している市町村があります。この場合、最適化交付金が使えるのか、最適化交付金対象としての要件を満たすには何に留意すれば良いのか是非とも御教示ください。

## 2 農林水産省回答（関東農政局から本省に照会）

「イ 現況地図の作成・地域の話合いの推進活動に係る経費農林水産省地理情報共通管理システム（eMAFF 地図）に推進委員等が把握した農地等の所有者等の意向を反映させた現況地図（年齢別地図、意向別地図等）の作成、集落座談会の開催」につきましては、農業委員会サポートシステムを使用して実施していただくこととされています。

農業委員会サポートシステムを主に使用しているのは農業委員会ですので、農業委員会で実施していただいたものに対して交付対象としています。

お問い合わせのありました（１）及び（２）につきましては、農業委員会により実施されれば交付対象となります。

ただし、（２）につきましては、eMAFF 地図に反映させる作業部分のみが交付対象となります。（反映時期は年度末までに）

また、「現在県土連等に地図作成を依頼し、現況を手で色塗したうえで、目標地図を作成することを予定している市町村があります。この場合、最適化交付金を使えるのか、最適化交付金対象としての要件を満たすには何に留意すれば」につきましては、農林水産省ではこれまで、目標地図の素案づくりに対応するため、農業委員会サポートシステムのシステム改修、現地確認アプリの開発やタブレットの配布等の支援を行ってきたところであり、農業委員会サポートシステムではない他のシステムの使用に係る経費を交付対象とすることはできません。